

公立保育所の再整備方針

1 方針策定の背景と趣旨 (p1)

背景

国 平成16年度「三位一体改革」
国庫支出金の廃止・縮減を行い、公立保育所の保育運営費及び整備費に対する国庫支出金を廃止。以降、公立保育所の運営経費は保育料収入と一般財源により賄われている状況にある。

区 平成16年1月「板橋区経営刷新計画」
「公共サービスの民間開放」の方針に基づき、保育所の民営化を推進。
公立保育所の老朽化
38園中31園が建築後40年を経過。
待機児童対策への積極的な取組

↓

課題

- 保育定員が大幅に増加していることに伴い、私立保育所等の保育運営経費も増大。
- 財政状況等を踏まえると、区がすべての公立保育所の長寿命化改修や改築を行っていくことは困難。

↓

方針策定

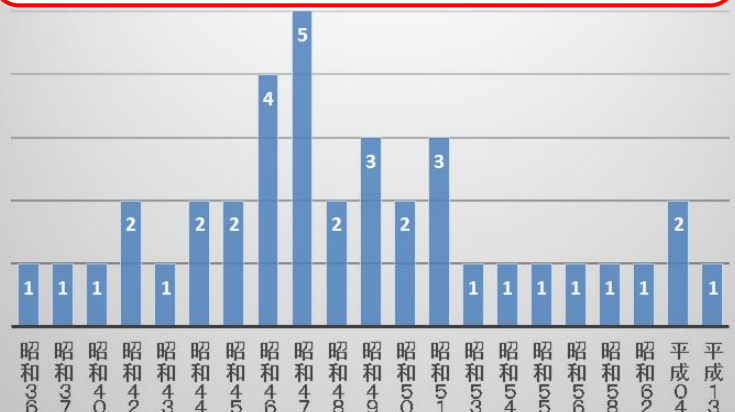
民間活力の活用による公立保育所の民営化、既存園との統合・閉園、改築、長寿命化改修など、様々な手法を駆使し、再整備を進め、区内の保育環境の向上を図る必要があることから、公立保育所の再整備の基本方針となる「公立保育所の再整備方針」を策定する。

2 公立保育所の建物の状況 (p10)

「いたばしNo.1 実現プラン 2021」の「公共施設等ベースプラン」

施設整備基準	改築	目標時期は築60年程度又は80年程度
	長寿命化改修	構造躯体の目標耐用年数が「80年程度」に分類される建築物を対象とし、 築40年程度に実施することが目標。

築40年以上の保育園が38園中31園、築50年以上が8園となっている。
(38園中、都営住宅併設が6園、UR住宅併設が5園)



築40年以上の公立保育所の状況

屋上防水・外壁工事などを一定の周期で実施するとともに、施設の不具合に応じて、補修工事等により対応しているが、躯体及び設備においても全体的に老朽化が進んでいる状況で、早急に公立保育所の再整備に取り組んでいく必要がある。

3 公立保育所の再整備について (p12)

民営化

再整備を検討する際、「公立保育所のあり方」の「今後の民営化方針」における「老朽化等により改築又は長寿命化のための改修等が必要となる際には、原則、民営化を進めることを検討する」という考え方にに基づき、民営化を優先して検討を進めていく。

改築・長寿命化改修

公立保育所の民営化の検討に併せて、「公立保育所のあり方」で示した「これからの公立保育所の役割」を考慮に入れ、改築、長寿命化改修の必要性についても検討を行う。

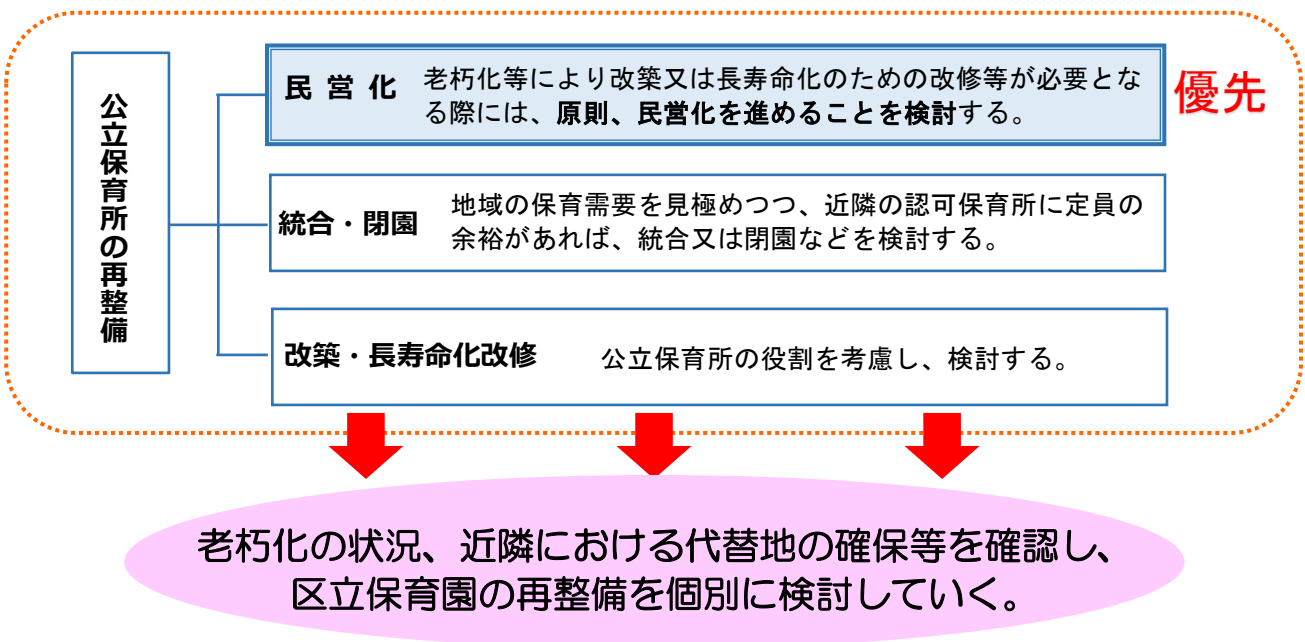
統合又は閉園

区立保育園のある地域の保育需要を想定し、近隣の保育園の定員の充足状況を勘案し、統合又は閉園なども含めた検討を行う。

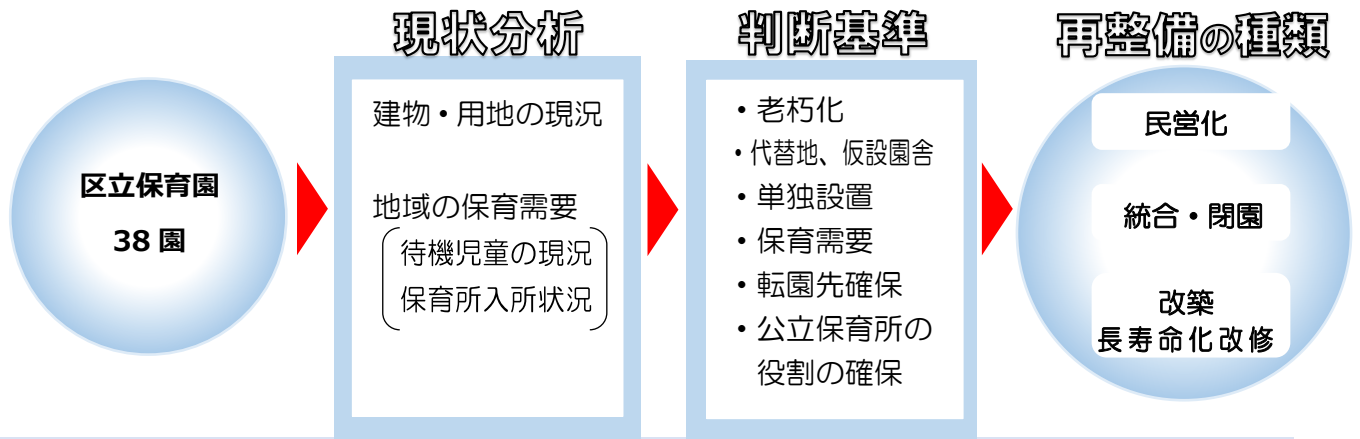
再整備にあたり、在園児童の影響や保護者の不安に配慮

区は、公立保育所の老朽化、待機児童対策による保育定員の増加に伴う保育運営費の財政負担の増大等を踏まえ、持続的な保育の提供のため、民営化を優先して取り組む必要があることから、在園児童の保護者の理解を得ることを目的に、民営化の手続き等に関する「公立保育所の民営化ガイドライン」(以下「民営化ガイドライン」)を策定し、平成31年1月に公表した。

また、「公立保育所の再整備方針」を公表することにより、在園児童の保護者の御理解、御協力をいただきながら、公立保育所の再整備の取組を進める。

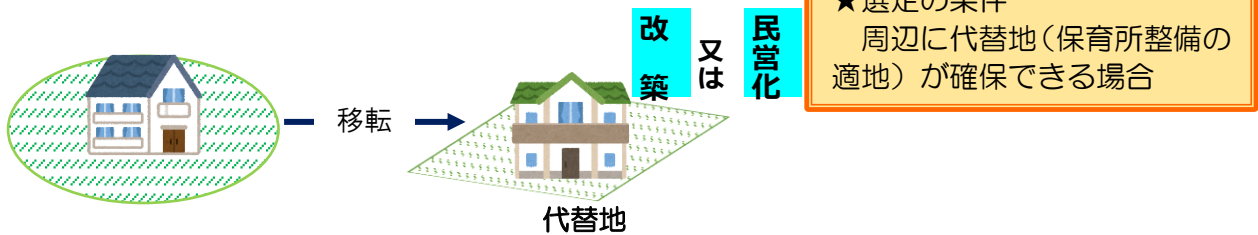


4 公立保育所の再整備の基本的な考え方 (p13-14)

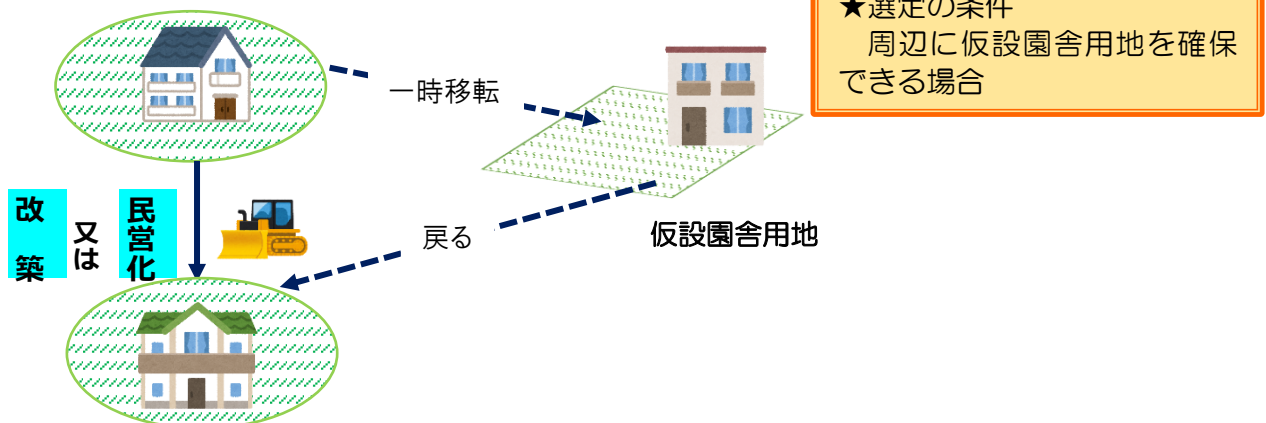


再整備の手法

①代替地再整備方式



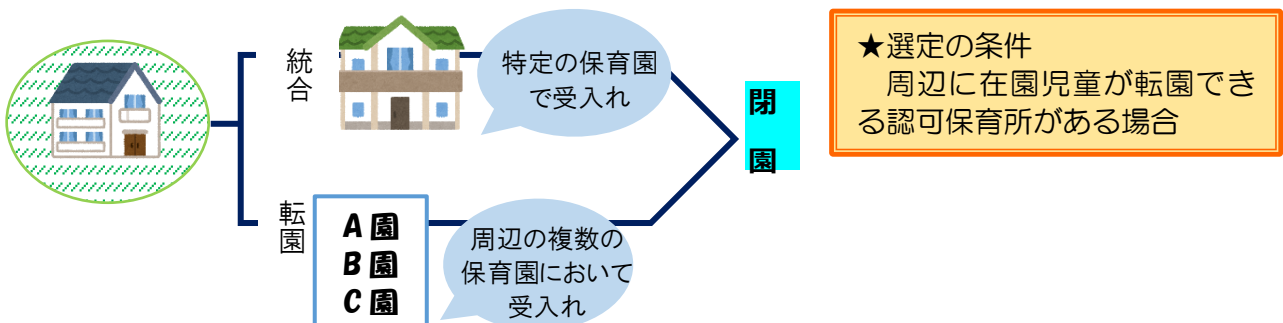
②仮設再整備方式



③施設移管方式



④統合・閉園方式



5 公立保育所再整備における具体的な検討方法（p15）

民営化

民営化ガイドラインにおいて、民営化対象園の選定にあたり、以下の「7つの視点」を示しており、それぞれの視点を踏まえ、民営化対象園の検討を行う。

7つの視点

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ① 施設の老朽化の状況 | ⑤ 一定規模の保育所定員を備えること |
| ② 地域の保育需要と保育サービス定員の実態 | ⑥ 原則、待機児童対策として定員拡大の余地があること |
| ③ 「育ちのエリア」との関係性 | ⑦ 0歳児保育や延長保育の実施 |
| ④ 保育施設の整備が可能な区有地等の代替地確保 | |

以上の「7つの視点」を踏まえ、民営化対象園を総合的に検討した結果を受け、原則、今後5年間で民営化準備に着手する区立保育園を「民営化計画」として一括して公表する。

統合・閉園

民営化対象園を検討する際、近隣の認可保育所の定員に欠員が生じ、または欠員が見込まれる場合は、統合又は閉園を検討する。なお、保育園敷地内の仮設園舎用地や近隣に代替地の確保ができず、民営化移行が困難な場合、近隣の認可保育所の入所状況を確認して、特定の保育園での受入れが可能な場合は「統合」を行う。また、周辺の複数の保育園において受入れが可能な場合は、転園等の対応により、最終的に閉園する。

将来的には、少子化に伴う就学前人口の減少が見込まれており、保育定員に欠員が常態化することが想定されることも視野に入れ、区内保育施設の適正な保育定員を確保していく。

改築又は長寿命化改修

「公立保育所のあり方」では、「これからの公立保育所の役割」として、「公立保育所が地域の保育施設間のネットワークの中心を担い、子育て支援の充実による地域の子育て力を向上させ、『いたばしの保育』をリードし、保育内容を充実させることで、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていく」方向性を示した。

これにより、保育施設間のネットワークとして、地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携を図る「育ちのエリア」の設定に取り組む。

再整備の検討において、エリア内の保育施設との交流・連携の要となる区立保育園を維持していく必要がある場合には、施設状況等を総合的に勘案した上で、改築及び長寿命化改修を実施する。

なお、対象園は、民営化対象園と併せて検討する。

6 公立保育所の再整備における課題（p16-17）

- (1) 児童館、集会所等が併設されている区立保育園の再整備
- (2) UR住宅・都営住宅に併設されている区立保育園の再整備
- (3) 公設民営保育園の民営化
- (4) 民営化移行園の地域貢献
- (5) 保育の質の確保

7 「公立保育所の再整備方針」の策定スケジュール

令和元年6月22日（土）～7月8日（月）	パブリックコメント募集
令和元年8月	文教児童委員会報告、パブリックコメントの意見及び区の考え方、「公立保育所の再整備方針」策定

公立保育所の再整備方針 (素案)

板橋区子ども家庭部子育て支援施設課
令和元年5月

目次

1	方針策定の背景と趣旨	1
2	区内保育施設及び保育定員等の状況	2
	(1) 公立保育所、私立保育所、小規模保育所の施設数の推移	2
	(2) 公立保育所、私立保育所、小規模保育所の保育定員の推移	3
	(3) 就学前人口の推移	4
	(4) 保育所利用申込者数及び待機児童数の推移	5
3	保育所運営を取り巻く財政状況	6
	(1) 児童福祉費の推移	6
	(2) 認可保育所の運営費	7
	(3) 認可保育所の整備費	9
4	公立保育所の建物の状況	10
	(1) 区立保育園38園の建築年次	10
	(2) 公立保育所一覧	11
5	公立保育所の再整備について	12
6	公立保育所の再整備の基本的な考え方	13
7	公立保育所再整備における具体的な検討方法	15
	(1) 民営化	15
	①施設の老朽化の状況	15
	②地域の保育需要と保育サービス定員の実態	15
	③「育ちのエリア」との関係性	15
	④保育施設の整備が可能な区有地等の代替地確保	15
	⑤一定規模の保育所定員を備えること	15
	⑥原則、待機児童対策として定員拡大の余地があること	15
	⑦0歳児保育や延長保育の実施	15
	(2) 統合・閉園	16
	(3) 改築又は長寿命化改修	16
8	公立保育所の再整備における課題	16
	(1) 児童館、集会所等が併設されている区立保育園の再整備	16
	(2) UR住宅・都営住宅に併設されている区立保育園の再整備	17
	(3) 公設民営保育園の民営化	17
	(4) 民営化移行園の地域貢献	17
	(5) 保育の質の確保	17
9	民営化・統合・閉園により削減される経費の活用	18

1 方針策定の背景と趣旨

平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、区は、同年 3 月に「子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を策定しました。

事業計画は、教育・保育提供地域として 5 地域を設定し、各地域に提供する教育・保育施設及び地域型保育事業等の需要量の見込みから、必要な供給目標量を設定し、教育、保育の提供体制の確保及び業務の円滑な実施等に関する計画となっています。

近年、女性の社会進出の増大に伴い、保育需要が増加していることから、事業計画に基づき、待機児童対策に積極的に取り組み、認可保育所、小規模保育所等の施設整備を行い、保育定員の拡大を図ってきました。

事業計画では、平成 30 年 4 月には待機児童の解消をめざしていましたが、想定を上回る保育需要により、平成 30 年 4 月は待機児童が 185 人生じる結果となりました。

この結果を受け、平成 30 年 8 月に国の「子育て安心プラン」に基づく実施計画を策定し、保育施設の整備等に取り組んでいますが、平成 31 年 4 月の待機児童数は 108 人となっており、令和 2 年度末の待機児童解消に向けて、引き続き、着実に計画を進めていきます。

一方、区は、平成 16 年 1 月に、持続的発展を確保する行財政基盤を築くため、「板橋区経営刷新計画」を策定しました。経営刷新計画の基本的な視点として、「公共サービスの民間開放」が示され、この方針に基づき、公立保育所の民営化を推進してきました。

国においては、平成 16 年度以降、国と地方公共団体に関する行財政システムの改革として「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税の一体的な見直し」の「三位一体改革」を行い、住民税のフラット化による税源移譲を行うと同時に、地方自治体に対する様々な国庫支出金の廃止・縮減を行いました。

この改革により、特に区市町村へ大きく影響を与えたのは、公立保育所の保育運営費に対する国庫支出金の廃止であり、それ以降、公立保育所の運営経費は保育料収入と一般財源により賄われている状況にあります。

加えて、近年、待機児童対策により、認可保育所等の積極的な整備を進めたことから、保育定員が大幅に増加していることに伴い、区が負担する私立保育所等の保育運営経費も増額が続いており、区全体の財政の硬直化につながる可能性が懸念されます。

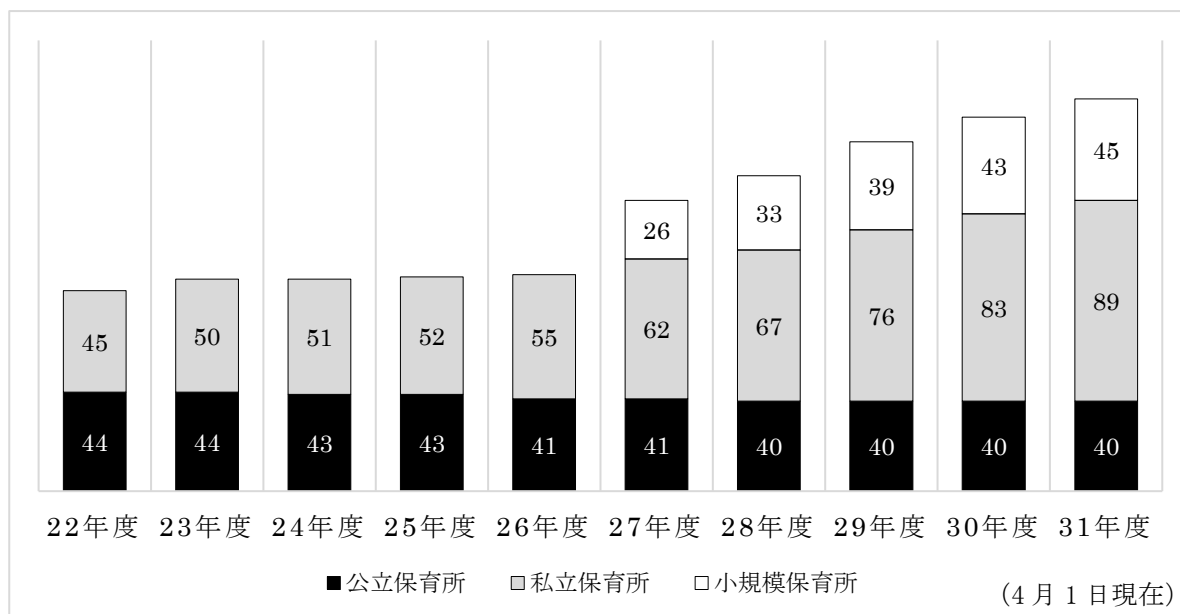
また、公立保育所は、38 園中 31 園が建築後 40 年を経過しており、長寿命化改修等が必要な時期を迎え、公立保育所の再整備に早急に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、老朽化した公共施設の更新経費や社会保障関連経費の増大が見込まれる今後の財政状況等を踏まえると、区がすべての公立保育所の長寿命化改修や改築を行っていくことは困難であり、民間活力の活用による公立保育所の民営化、既存園との統合・閉園、改築、長寿命化改修など、様々な手法を駆使し、再整備を進め、保育環境の向上を図る必要があります。

このことから、区が平成 29 年 11 月に策定した「公立保育所のあり方」で示した「これからの公立保育所の役割」及び「今後の民営化方針」を踏まえて、公立保育所の再整備の基本方針となる「公立保育所の再整備方針」を策定しました。

2 区内保育施設及び保育定員等の状況

(1) 公立保育所、私立保育所、小規模保育所の施設数の推移



公立保育所は、平成18年度以降、民営化を進めてきたことにより、公設民営の保育園を含め、平成22年度の44園から、平成28年度には40園と減少しています。

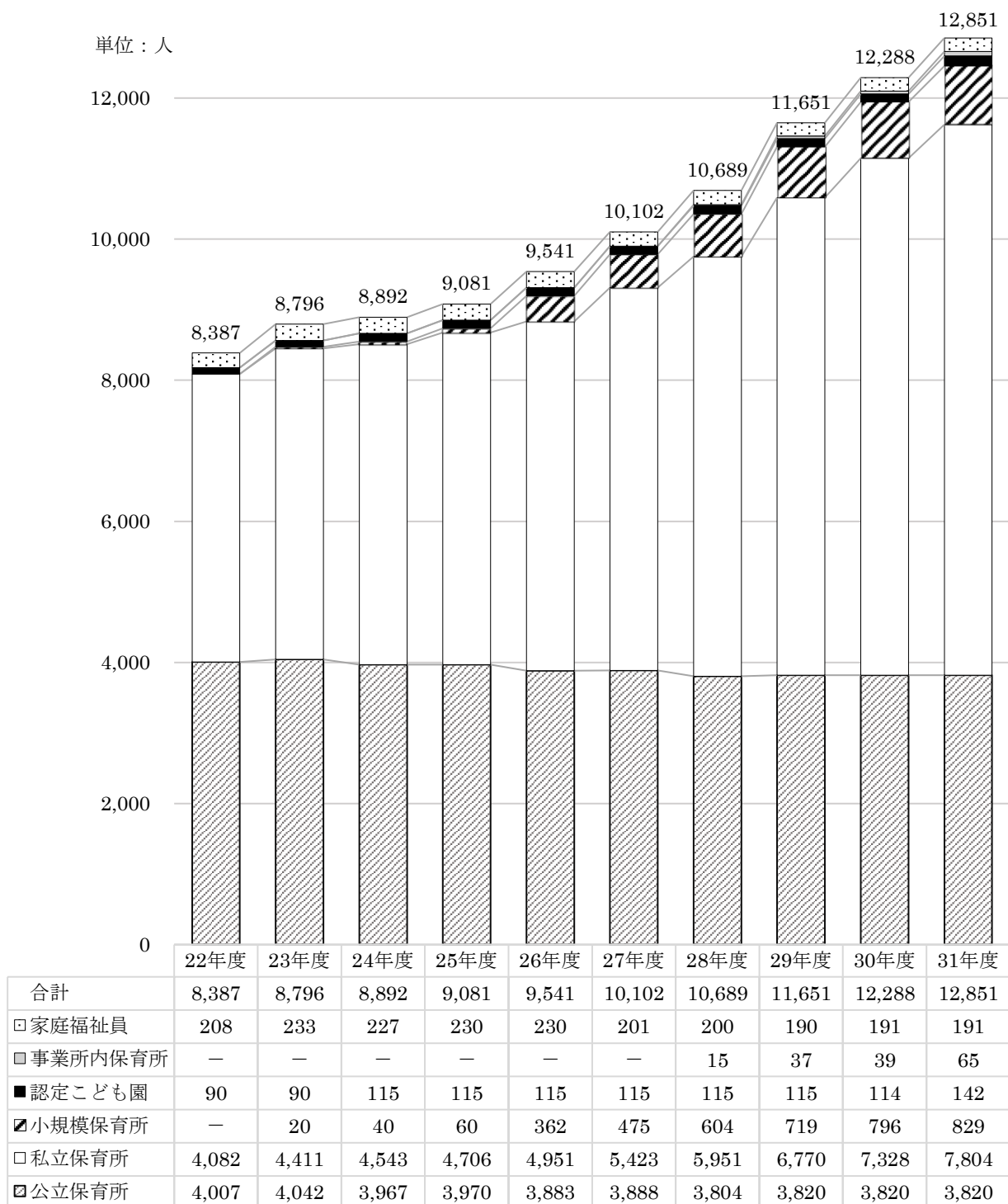
また、令和2年4月に、大山西町保育園の民営化移行により、39園となる予定です。

一方、私立保育所は、待機児童対策の積極的な取組により、平成22年度45園が平成31年度には89園となり、ほぼ倍増しています。また、小規模保育所は、平成27年度に開始された「子ども・子育て支援新制度」を受け、地域型保育施設の整備を積極的に進めたことから、平成31年度までに45園が開設しています。

民営化実施園

	実施園	移管事業者	移管日
1	赤塚六丁目保育園	社会福祉法人 愛和保育園	平成18年4月1日
2	加賀保育園	社会福祉法人 緑伸会	平成19年4月1日
3	高島平かえで保育園	社会福祉法人 友和会	平成20年4月1日
4	高島平つつじ保育園	社会福祉法人 白鳩福祉会	平成22年4月1日
5	さいわい保育園	社会福祉法人 永寿荘	平成24年4月1日
6	志村坂下保育園	社会福祉法人 松葉の園	平成26年4月1日
7	栄町保育園	社会福祉法人 七生会	平成26年4月1日
8	しらさぎ保育園	社会福祉法人 興善会	平成28年4月1日
9	大山西町保育園	社会福祉法人 永寿荘	令和2年4月1日

(2) 公立保育所、私立保育所、小規模保育所の保育定員の推移



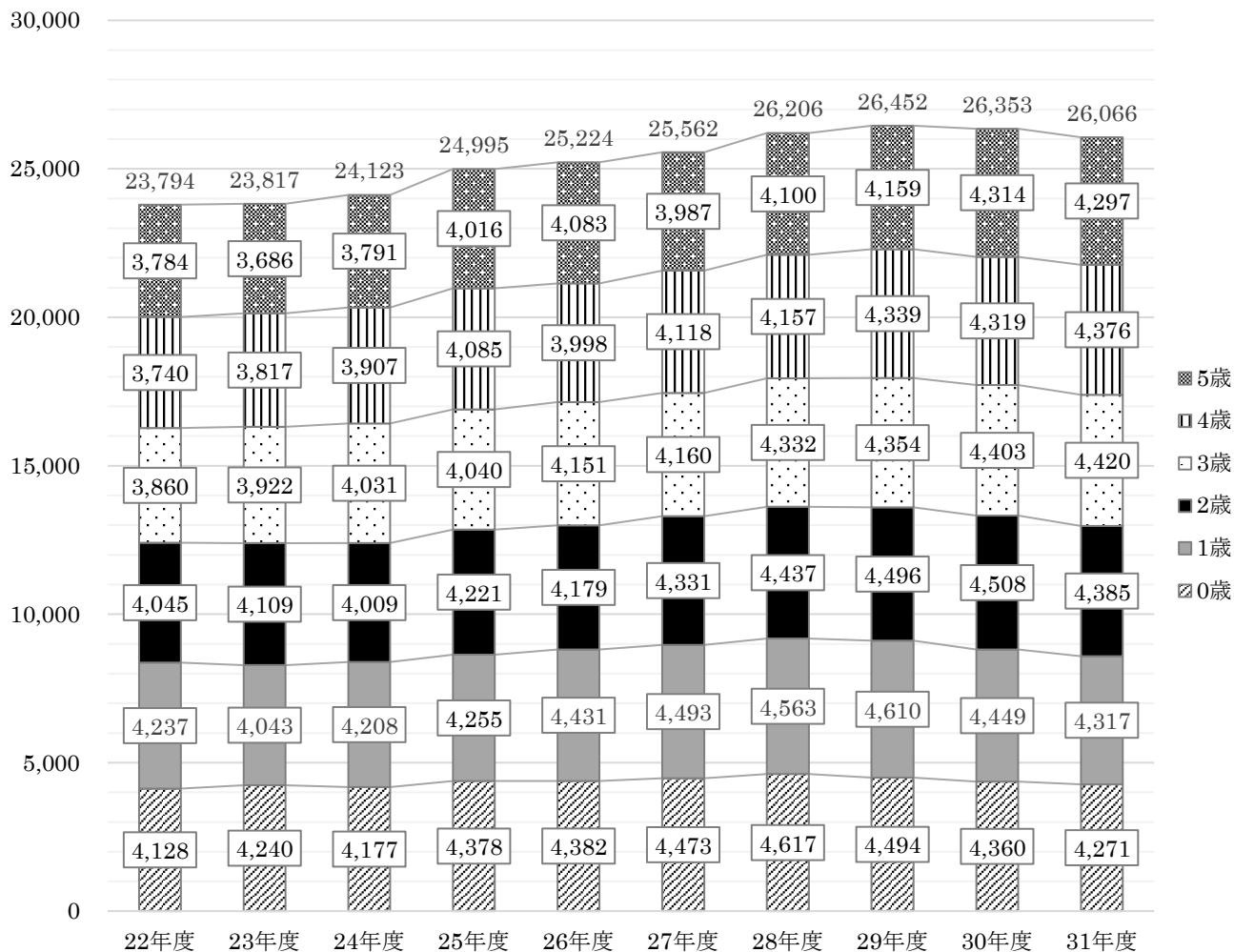
(4月1日現在)

※小規模保育所の平成23年度～平成25年度は板橋保育ルーム、26年度が板橋スマート保育事業

公立保育所の保育定員は、民営化等により、平成22年度4,007人が、平成31年度には3,820人と減少しています。一方、待機児童対策により、平成27年度以降、私立保育所及び小規模保育所の整備を積極的に進めてきたため、私立保育所の定員は平成22年度4,082人が、平成31年度には7,804人と大幅に増加し、小規模保育所の定員は、平成31年度で829人となっています。

(3) 就学前人口の推移

単位：人



(4月1日現在)

※平成24年7月9日施行の住民基本台帳法改正により、平成25年度以降の数値に関しては、外国人住民を含んだ値となっている。

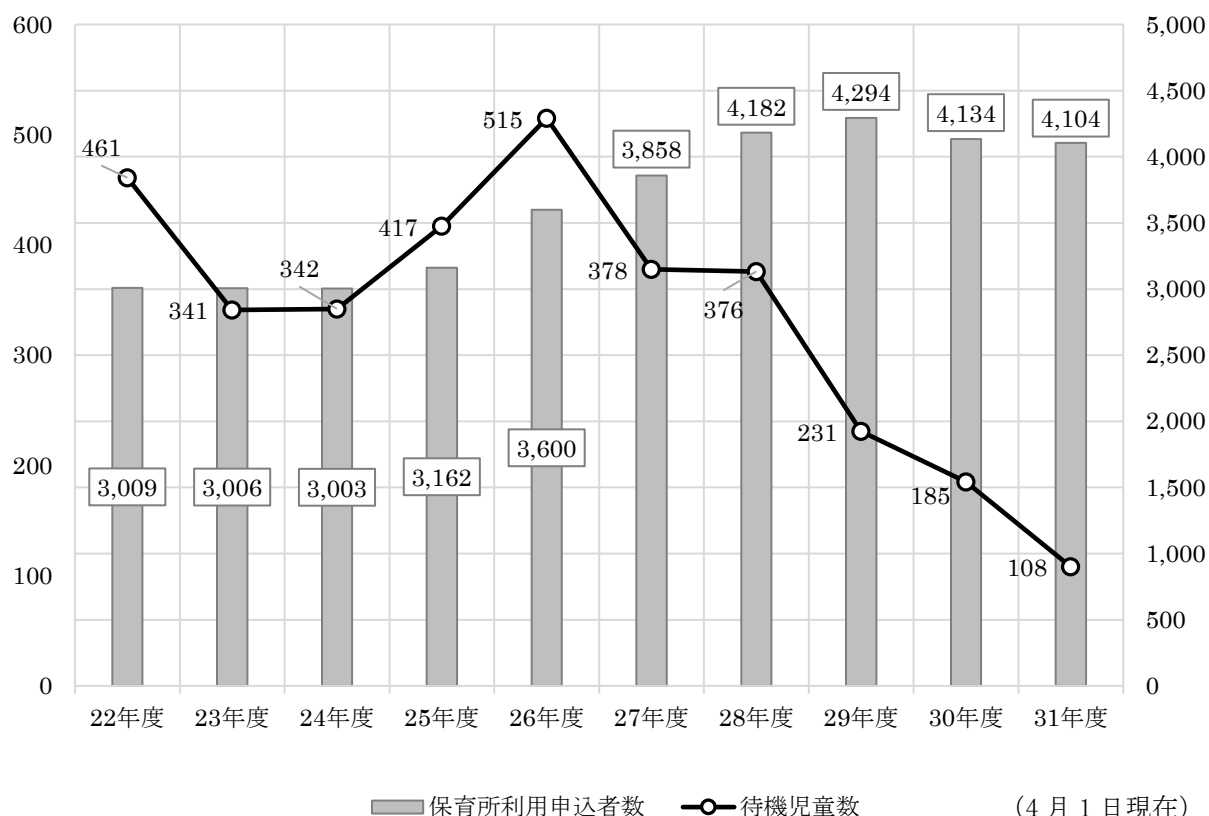
区内の就学前人口（0歳～5歳）の推移を見ると、平成22年度以降、増加傾向で推移していましたが、平成29年度に26,452人と最大になったものの、平成30年度には減少傾向に転じ、平成31年度も26,066人で、前年度と比較し、287人の減となっています。

特に、0歳児人口は、平成28年度にピークとなった以降、減少傾向となり、その影響を受け、年齢進行により、平成30年度以降の1歳児、平成31年度の2歳児の人口は減少しています。0歳児人口の減少傾向は続き、平成31年度は4,271人となりました。

一方、板橋区人口ビジョン（平成30年度改定）では、年少人口（0歳～14歳）は今後も微増傾向が続いていくと想定されており、就学前人口も同様の傾向が予想されているため、保育需要の動向に注視していく必要があります。

(4) 保育所利用申込者数及び待機児童数の推移

単位：人



待機児童数は、平成22年度以降、高止まりし、平成26年度には515人と最大となりましたが、平成27年度から私立認可保育所及び小規模保育所等の整備に注力し、保育定員を拡大したことから、平成28年度以降は待機児童数が減少傾向を示し、平成31年4月は108人となりました。

一方、保育所利用申込者数は平成25年度以降、増加傾向を示しましたが、平成30年度は減少に転じ、平成31年度の申込者数も4,104人と減少しています。

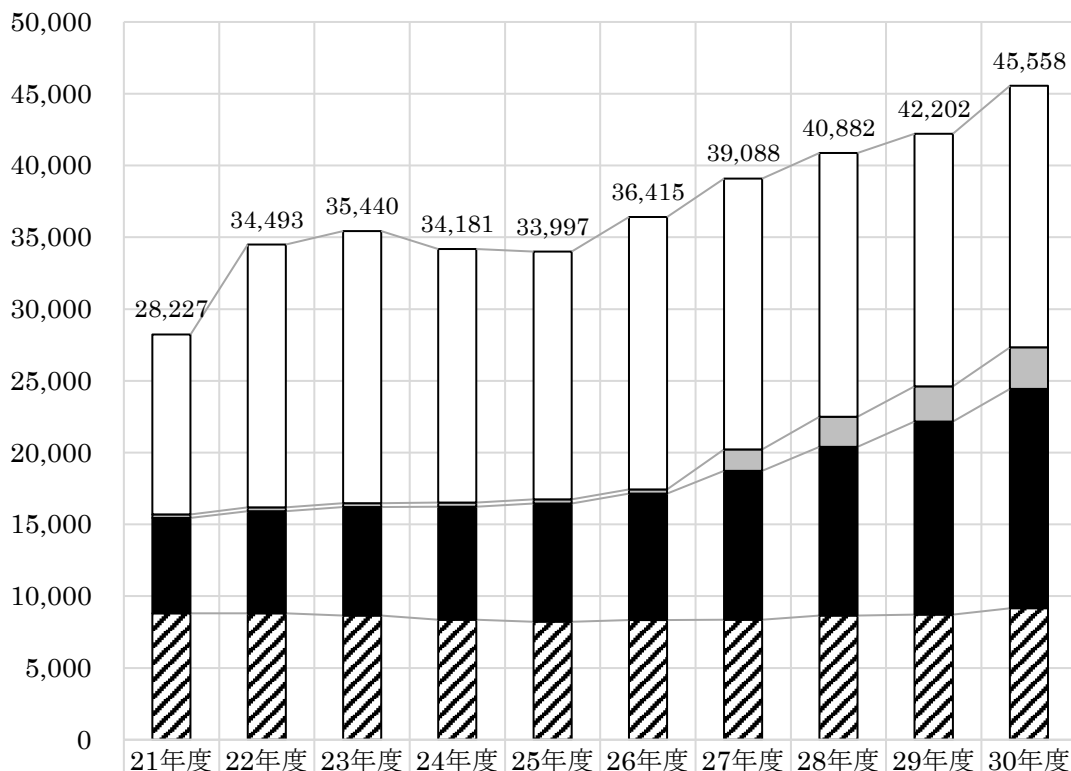
平成28年度以降、保育所利用申込者数は4,000人を超えましたが、待機児童数は着実に減少しており、認可保育所等の整備による保育定員の拡大の効果が表れています。

なお、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の制度開始の影響により、保育需要の変化も想定され、保育所利用申込者数への影響等を注視し、適切な待機児童対策を実施していく必要があります。

3 保育所運営を取り巻く財政状況

(1) 児童福祉費の推移

単位：百万円



	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合計	28,227	34,493	35,440	34,181	33,997	36,415	39,088	40,882	42,202	45,558
□その他経費	12,533	18,302	18,953	17,652	17,248	18,973	18,869	18,374	17,592	18,226
▣地域型保育事業経費	240	269	286	286	296	305	1,491	2,098	2,446	2,892
■私立保育所保育運営費	6,639	7,123	7,558	7,874	8,236	8,799	10,359	11,765	13,452	15,285
▨公立保育所保育運営費	8,815	8,799	8,643	8,369	8,217	8,338	8,369	8,645	8,712	9,155

▨公立保育所保育運営費 ■私立保育所保育運営費 ▣地域型保育事業経費

※平成21年度～平成26年度までの地域型保育事業費は家庭福祉員である。

※平成21年度～平成29年度は決算数値、平成30年度は当初予算数値である。

※公立保育所保育運営費は、保育園管理運営経費、人件費等の合計である。

※私立保育所保育運営費は、私立保育所保育運営費と要支援児保育経費（私立分）の合計である。

児童福祉費総額では、平成30年度と平成21年度を比較すると約173億円増、61.4%増の大幅な伸びとなっています。この主な要因としては、平成22年度の子ども手当の創設により、その他経費において50億円強の増となっていること、平成25年度以降、待機児童対策の積極的な取組により、私立保育所、小規模保育所の施設数が増加したことに伴い保育定員が急増し、私立保育所保育運営費が約86億円の増、地域型保育事業経費が約27億円の増と大幅に伸びていることが挙げられます。

なお、公立保育所の運営費は、民営化の影響はあるものの、ほぼ横ばいで平成29年

度までは 80 億円台で推移しています。

私立保育所保育運営費及び地域型保育事業経費は、国・都の負担金による財政措置がなされているものの、児童の処遇改善のため法外援護費として、区が単独で私立保育所等に上乘せ補助も行っている状況にあります。今後も、待機児童解消に向けて、保育施設の整備を行う必要がある一方、保育定員も増加していくため、私立保育所保育運営費等の増加が、区財政全体に与える影響を注視していく必要があります。

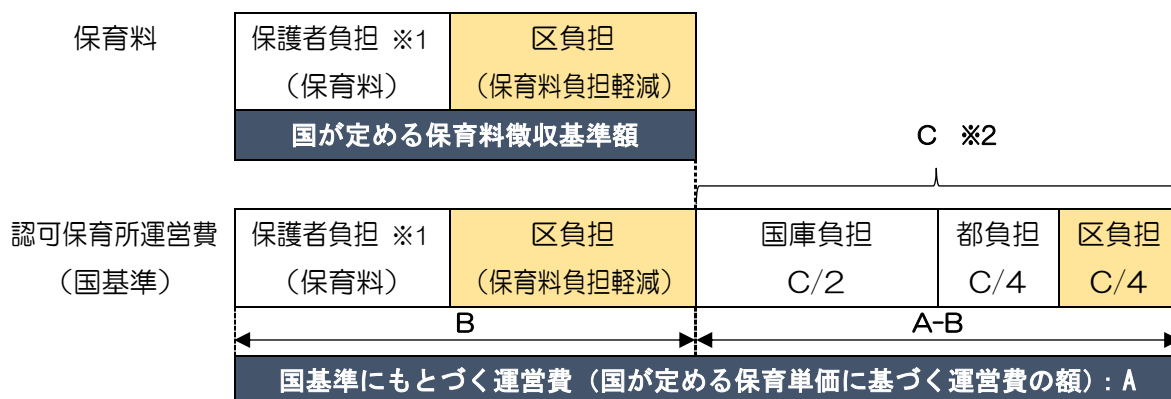
(2) 認可保育所の運営費

私立認可保育所等は保護者の負担による保育料と国、都、区の負担金などを原資として運営されています。この運営費は、保育所を運営するための人件費、事業費や保育所の管理等の経常的な経費に充てるものです。

保育料の保護者負担は、公立・私立を問わず、利用児童の年齢や世帯の収入に応じた共通の基準が設けられており、多子世帯やひとり親世帯等には軽減措置があります。

国基準に基づく運営費から国の保育料徴収基準額を差し引いた残りは、国が 1/2、都と区がそれぞれ 1/4 の割合で負担しています。

(国基準に基づく認可保育所の運営費負担)



※1 令和元年 10 月からは、3～5 歳児の保育料は無償化となる見込みです。

※2 3 歳未満の国庫負担、都負担、区負担の割合は異なります。

平成 15 年度以前は、認可保育所の運営費は、公立・私立を問わず、国・都・区により支弁することが原則とされてきました。しかし、平成 16 年度以降、国の「三位一体改革」により、地方自治体の自主財源の充実の観点から、国から地方自治体へ税源が移譲される一方、一部の国庫支出金が廃止され、一般財源化されました。

その中でも、公立保育所の運営費に対する国・都負担金の廃止の影響が最も大きく、その全額を区で負担することとなりました。

また、私立認可保育所等の運営費においては、児童の処遇改善などを図るため、法外援護費として、区の負担により、国基準を超える額（国基準超過負担分）を支弁しています。

私立認可保育所 (現在)	保護者負担 (保育料)	区負担 (保育料負担軽減)	国庫負担 (運営費)	都負担 (運営費)	区負担 (運営費)	区負担 (国基準超過負担額)
-----------------	----------------	------------------	---------------	--------------	--------------	-------------------

公立保育所 (平成 15 年度以前)	保護者負担 (保育料)	区負担 (保育料負担軽減)	国庫負担 (運営費)	都負担 (運営費)	区負担 (運営費)	区負担 (国基準超過負担額)
-----------------------	----------------	------------------	---------------	--------------	--------------	-------------------

公立保育所 (平成 16 年度以降)	保護者負担 (保育料)	区負担 (保育料負担軽減)	区負担 (一般財源化)		区負担 (運営費)	区負担 (国基準超過負担額)
-----------------------	----------------	------------------	----------------	--	--------------	-------------------

平成 29 年度決算における区の認可保育所の運営経費は、下図となっています。

平成 29 年度決算における保育運営費 (単位：百万円)

13,452							
私立認可 保育所 (76 園)	保護者負担 (保育料) 1,564	a 区負担 (保育料負担軽減) 1,724	国庫負担 (運営費) 2,697	都負担 (運営費) 1,349	b 区負担 (運営費) 1,349	c 区負担 (国基準超過負担額) 4,267	※ その他 502

区負担合計 (a+b+c) = 7,340

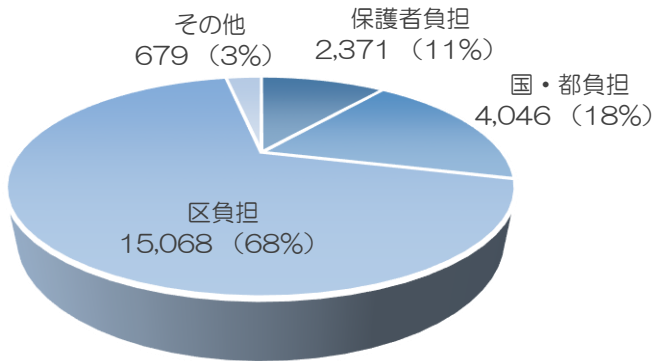
8,712			
区立 保育園 (40 園)	保護者負担 (保育料) 807	区負担 7,728	※ その他 177

※ 「その他」は、延長保育利用料、賄収入等の合計です。

保育の質の確保・向上や待機児童解消に向けた様々な対応策、保護者負担の軽減措置などにより、公立及び私立保育所の運営にかかる経費は大きく増加し、平成 29 年度決算では、221 億 6,400 万円となり、運営費総額に占める保育料（保護者負担）の割合は、約 11%となっています。

平成 29 年度決算における保育運営費の負担割合（22,164 百万円）

（単位：百万円）



平成 29 年度の認可保育所における児童 1 人あたりの経費

（年間運営経費実績より算出）

<月額>

◆0 歳児	約 435,000 円
◆1 歳児	約 221,000 円
◆2 歳児	約 202,000 円
◆3 歳児	約 129,000 円
◆4・5 歳児	約 115,000 円

↑ 低年齢児ほど高額

（3）認可保育所の整備費

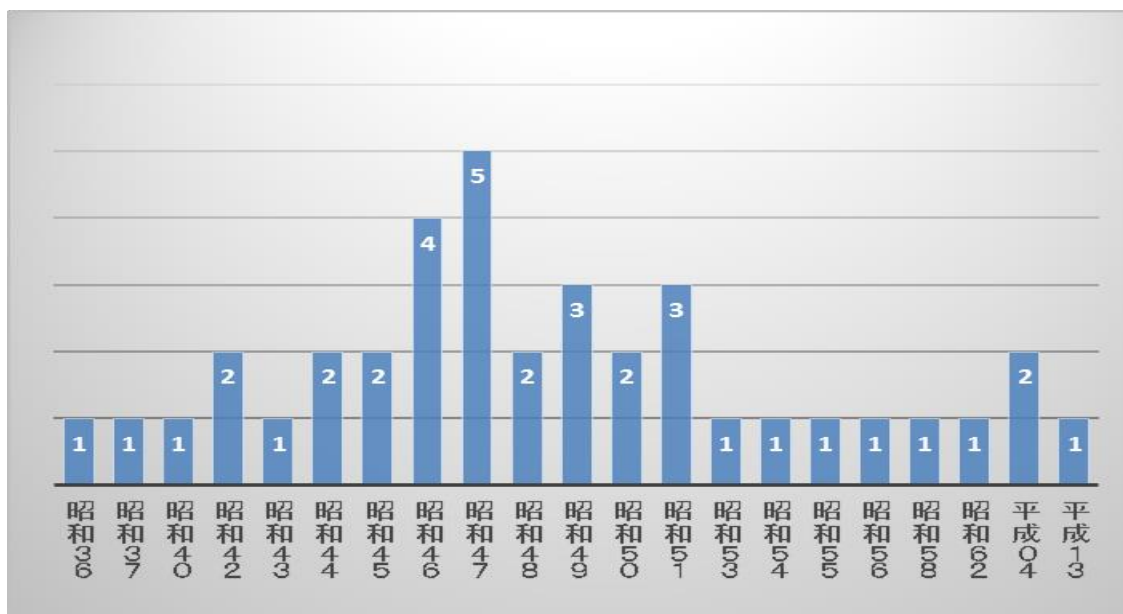
公立保育所の新設や改築などの整備費においても、運営費と同様に、「三位一体改革」により、下図のように国・都支出金が一般財源化されました。現在、認可保育所の整備に関する国・都の補助金は、公立保育所を除く民間保育施設のみが対象となっています。

（公立保育所の改築等にもなう整備費の負担割合）

平成 16 年度以前	国 1/2	都 1/4	区 1/4
平成 17 年度以降	区 全額負担		

4 公立保育所の建物の状況

(1) 区立保育園38園の建築年次



※公設民営園（にりんそう・こぶし保育園）を除く。

公立保育所は、昭和36年から平成13年までに建設され、築40年以上の保育園が38園中31園、築50年以上が8園となっています。38園中、都営住宅等併設が6園、UR住宅併設が5園となっています。

「いたばしNo.1 実現プラン2021」の「公共施設等ベースプラン」において、施設整備基準として改築の目標時期は築60年程度又は80年程度とされ、長寿命化改修は構造躯体の目標耐用年数が「80年程度」に分類される建築物を対象とし、築40年程度に実施することが目標とされています。

しかしながら、築40年以上の公立保育所においては、屋上防水・外壁工事などを一定の周期で実施するとともに、施設の不具合に応じて、補修工事等により対応していますが、躯体及び設備においても全体的に老朽化が進んでいる状況で、早急に公立保育所の再整備に取り組んでいく必要があります。

(2) 公立保育所一覧

	地域	園名	定員	建築年	築年	備考
1	板橋	大山西町保育園	93	1961	58	都営住宅併設
2		仲宿保育園	42	1962	57	母子アパート併設
3		板橋保育園	101	1967	52	
4		みなみ保育園	65	1967	52	
5		中板橋保育園	76	1969	50	
6		弥生保育園	117	1971	48	児童館
7		かないくぼ保育園	99	1974	45	
8	常盤台	ときわ台保育園	94	1968	51	
9		東新保育園	101	1970	49	児童館
10		向原保育園	112	1976	43	児童館・ベビールーム
11		上板橋保育園	115	1978	41	児童館・小規模保育所
12		大谷口保育園	122	1992	27	集会所
13	志村	向台保育園	46	1965	54	
14		若木保育園	114	1971	48	
15		南前野保育園	100	1972	47	児童館
16		西台保育園	87	1974	45	
17		緑が丘保育園	101	1979	40	児童館
18		西前野保育園	102	1980	39	集会所
19		さかうえ保育園	114	1981	38	児童館・集会所
20		小桜保育園	78	2001	18	
21	赤塚	あさひが丘保育園	111	1970	49	
22		紅梅保育園	123	1972	47	児童館
23		赤塚新町保育園	111	1975	44	ベビールーム
24		ゆりの木保育園	109	1983	36	UR住宅併設・児童館
25		赤塚保育園	95	1992	27	集会所
26	高島平	蓮根保育園	101	1969	50	児童館
27		志村橋保育園	74	1971	48	児童館・あいキッズ
28		新河岸保育園	90	1971	48	都営住宅併設
29		高島平つくし保育園	97	1972	47	UR住宅併設
30		高島平すみれ保育園	106	1972	47	UR住宅併設
31		高島平けやき保育園	92	1972	47	UR住宅併設
32		高島平もみじ保育園	106	1973	46	UR住宅併設
33		高島平さつき保育園	91	1973	46	都営住宅併設
34		高島平あやめ保育園	96	1974	45	小規模保育所
35		高島平くるみ保育園	110	1975	44	
36		相生保育園	109	1976	43	都営住宅併設
37		坂下三丁目保育園	97	1976	43	都営住宅併設
38		高島平つぼみ保育園	105	1987	32	集会所・あいキッズ等

5 公立保育所の再整備について

公立保育所の再整備にあたっては、民営化、統合・閉園、改築、長寿命化改修などの方法があります。

再整備を検討する際、「公立保育所のあり方」の「今後の民営化方針」における「老朽化等により改築又は長寿命化のための改修等が必要となる際には、原則、民営化を進めることを検討する」という考え方に基づき、民営化を優先して検討を進めていきます。

なお、民営化の検討に併せて、「公立保育所のあり方」で示した「これからの公立保育所の役割」を考慮に入れ、改築、長寿命化改修の必要性に関しても検討を行います。

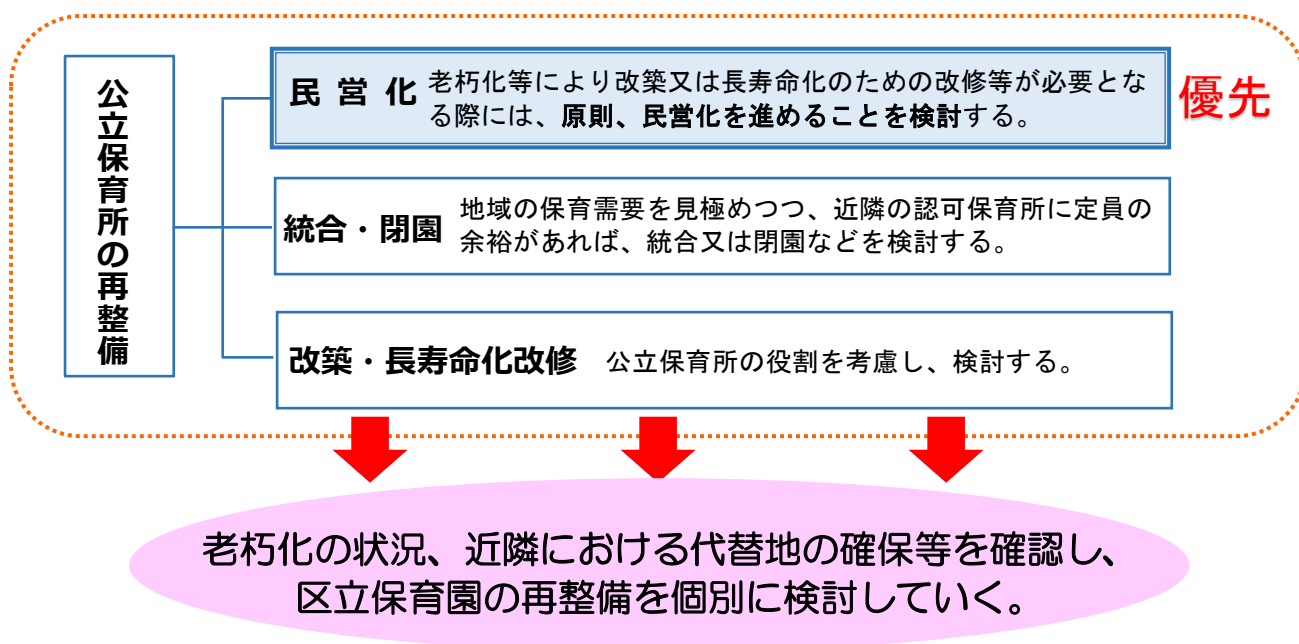
各区立保育園を個別に老朽化の状況、近隣に代替地を確保できるかなどについて確認し、民営化、改築、長寿命化改修などの具体的な再整備に関する検討を行います。

また、区立保育園のある地域の保育需要を想定し、近隣の認可保育所の定員の充足状況を勘案し、統合又は閉園なども含めた検討を行い、個別に区立保育園の再整備計画を検討します。

なお、公立保育所の再整備に伴い、民営化、統合又は閉園については、運営主体の変更、移転あるいは転園等により、保育環境に大きな変化をもたらすことから、在園児童への影響や保護者の不安に十分に配慮する必要があります。

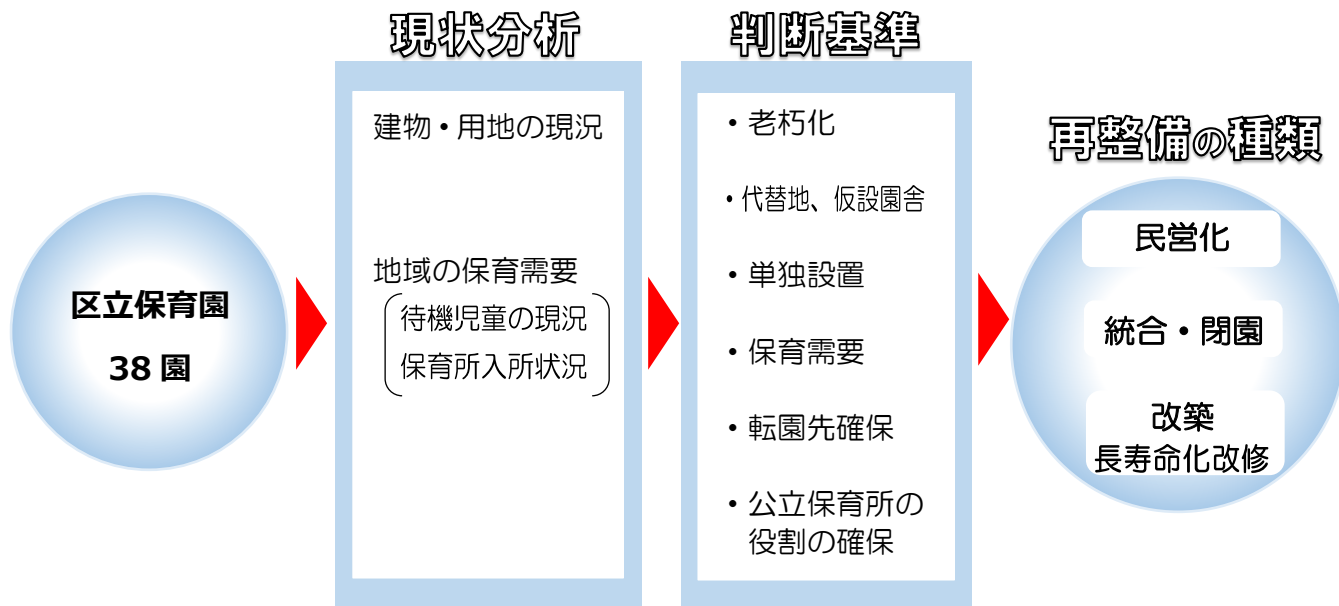
区は、公立保育所の老朽化、待機児童対策による保育定員の増加に伴う保育運営費の財政負担の増大等を踏まえ、持続的な保育の提供のため、民営化を優先して取り組む必要があることから、在園児童の保護者の理解を得ることを目的に、民営化の手続き等に関する「公立保育所の民営化ガイドライン」（以下「民営化ガイドライン」という。）を策定し、平成31年1月に公表しました。

また、「公立保育所の再整備方針」を公表することにより、在園児童の保護者の御理解、御協力をいただきながら、公立保育所の再整備の取組を進めます。



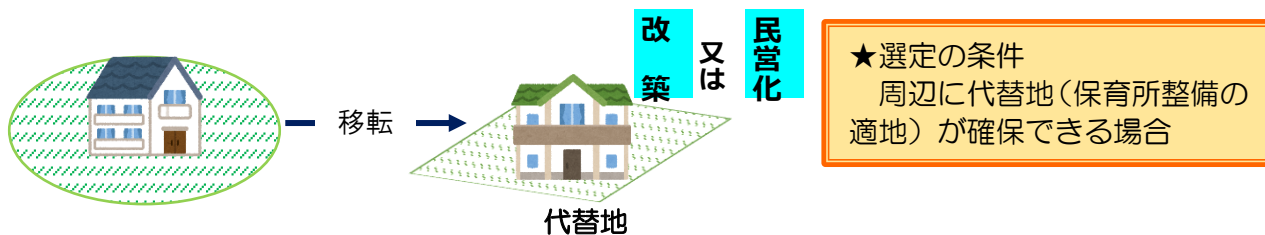
6 公立保育所の再整備の基本的な考え方

公立保育所の再整備を個別に検討する際には、以下の考え方にに基づき、民営化、統合・閉園、改築、長寿命化改修の手法を決定します。

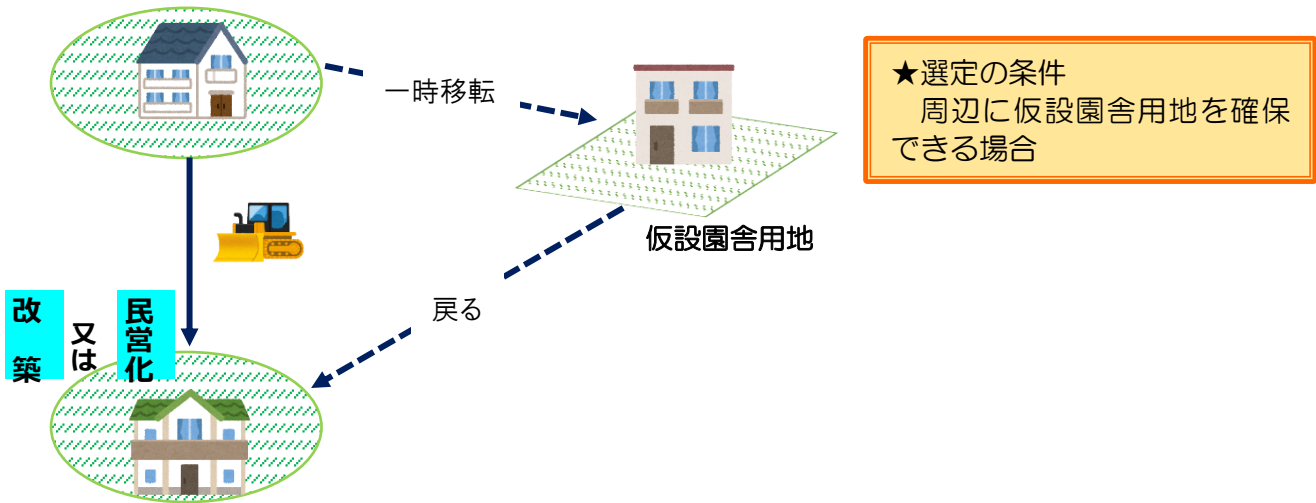


再整備の手法

① 代替地再整備方式



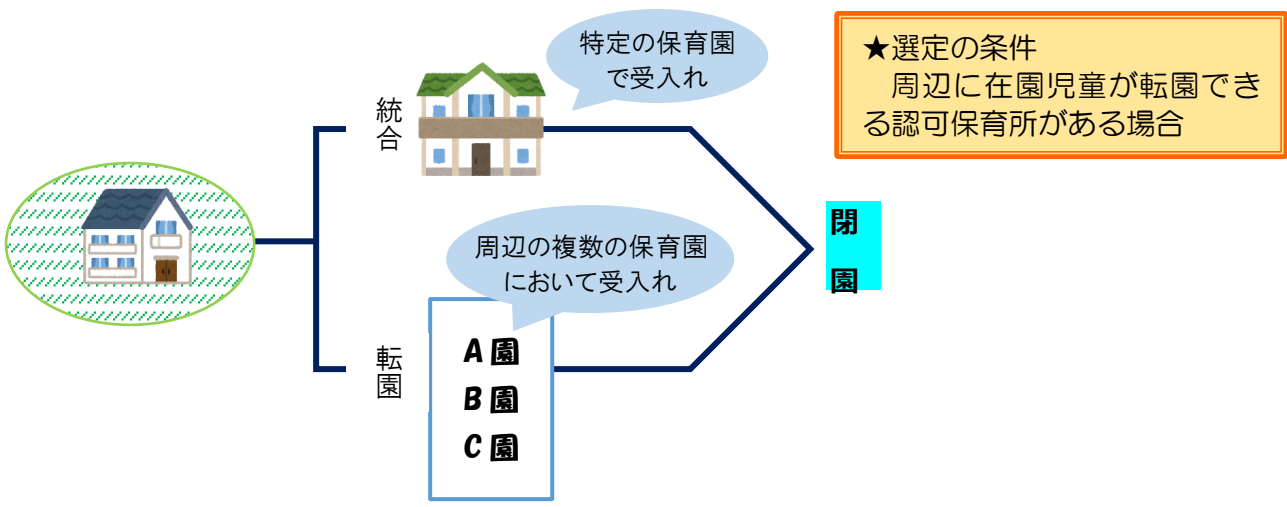
② 仮設再整備方式



③ 施設移管方式



④ 統合・閉園方式



7 公立保育所再整備における具体的な検討方法

(1) 民営化

民営化ガイドラインにおいて、民営化対象園の選定にあたり、以下の「7つの視点」を示しており、それぞれの視点を踏まえ、民営化対象園の検討を行い、併せて統合・閉園、改築、長寿命化改修についても、推進していきます。

①施設の老朽化の状況

区立保育園の建築年次、耐用年数、躯体や設備の老朽度等から総合的に長寿命化改修や改築の必要時期が到来しているかを確認します。

②地域の保育需要と保育サービス定員の実態

区立保育園のある地域の保育需要及び保育定員の動向を勘案し、近隣保育園の各歳児の定員に一定の欠員が生じ、または欠員が見込まれる場合は、統合又は閉園を検討します。

③「育ちのエリア」との関係性

「公立保育所のあり方」では、地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携の枠組みとして、「育ちのエリア」の設定を検討しています。「育ちのエリア」においては、公立保育所が交流・連携の要となることから、区立保育園の民営化の検討にあたり、エリア内の他の区立保育園により公立保育所としての役割を果たすことができるかを検討します。

④保育施設の整備が可能な区有地等の代替地確保

区立保育園の園庭内又は近隣の区有地、国有地あるいは都有地等を保育園舎建設又は仮設園舎建設の代替地とする可能性を確認し、代替地再整備方式又は仮設再整備方式のいずれかを検討します。

⑤一定規模の保育所定員を備えること

公立保育所の民営化にあたり、民営化移行園では経営面及び運営面から一定の規模以上の定員を備えた保育園とする必要があることから、区立保育園の定員規模を踏まえ、統合又は閉園を含めて検討します。

⑥原則、待機児童対策として定員拡大の余地があること

地域の就学前人口及び保育需要等の状況により、定員拡大を行わない場合もありますが、現在、待機児童対策を進めていることから、民営化の際には保育定員の拡大を図ることを前提に検討します。

⑦0歳児保育や延長保育の実施

区立保育園において0歳児保育や延長保育を実施していない場合には、民営化に併せて、0歳児保育や延長保育を実施することにより、保育サービスの充実を図っていきます。

以上の「7つの視点」を踏まえ、民営化対象園を総合的に検討した結果を受け、原則、今後5年間で民営化準備に着手する区立保育園を「民営化計画」として一括して公表します。

(2) 統合・閉園

区立保育園の老朽化により民営化対象園を検討する際、近隣の認可保育所の定員に欠員が生じ、または欠員が見込まれる場合は、統合又は閉園を検討します。なお、保育園敷地内の仮設園舎用地や近隣に代替地の確保ができず、民営化移行が困難な場合もあります。このような場合には、近隣の認可保育所の入所状況を確認して、特定の保育園での受入れが可能な場合は「統合」を行います。また、周辺の複数の保育園において受入れが可能な場合は、転園等の対応により、最終的に閉園します。

将来的には、少子化に伴う就学前人口の減少が見込まれており、保育定員に欠員が常態化することが想定されることも視野に入れ、区内保育施設の適正な保育定員を確保していきます。

(3) 改築又は長寿命化改修

「公立保育所のあり方」では、「これからの公立保育所の役割」として、「公立保育所が地域の保育施設間のネットワークの中心を担い、子育て支援の充実による地域の子育て力を向上させ、『いたばしの保育』をリードし、保育内容を充実させることで、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていく」方向性を示しました。これにより、保育施設間のネットワークとして、地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携を図る「育ちのエリア」の設定に取り組みます。「育ちのエリア」の構築をめざすにあたり、再整備の検討において、エリア内の保育施設との交流・連携の要となる区立保育園を維持していく必要がある場合には、施設状況等を総合的に勘案した上で、改築又は長寿命化改修を実施していきます。

なお、区立保育園の改築又は長寿命化改修の対象園は、民営化対象園と併せて検討します。その際、区立保育園の改築又は長寿命化改修については、施設老朽度の状況及びそれぞれの経費比較を行った上で、「実施計画」に位置づけて計画的に実施していきます。

また、改築にあたっては、将来的な保育需要を勘案した耐用年数を踏まえつつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの構造種別についても検討を行い、建築コストの低減を図っていきます。

8 公立保育所の再整備における課題

(1) 児童館、集会所等が併設されている区立保育園の再整備

一部の区立保育園においては、児童館・集会所・あいキッズ・ベビールーム等が併設されている実態があります。今後、公立保育所の再整備の検討を進めていく中で、民営化に移行する際、移管先事業者のノウハウを活用し、魅力ある新園舎を建設できるよう、基本的には単独設置していく方向性が望ましいと考えます。そのため、併設されている児童館・集会所等の整備の方向性については、関連部署と連携しながら、検討していく必要があります。

(2) UR住宅・都営住宅に併設されている区立保育園の再整備

高島平地区のUR住宅に併設されている区立保育園4園は、今後、地域の保育需要を勘案しながら、UR都市機構と協議を進め、民営化も含めた再整備の方向性を検討していきます。

また、都営住宅に併設されている保育園は、令和2年4月に民営化予定の大山西町保育園を含めて5園あります。これまでの都営住宅併設保育園の民営化と同様に、都営住宅の建替えにあたって、敷地内に保育園用地を確保し、民営化を進めていくことを基本とします。しかしながら、保育所用地等の確保が困難な場合も想定されることから、今後も、保育園が併設する都営住宅の建替などに関するの情報把握に努め、東京都の対応を踏まえて、公立保育所の再整備について、検討を行っていきます。

(3) 公設民営保育園の民営化

にりんそう保育園及びこぶし保育園は公設民営保育園として運営されています。現に、運営主体が社会福祉法人やNPO法人により運営されている実態にありますが、国・都支出金の財源確保の観点から、民営化に移行することを検討していきます。

なお、民営化移行に際して、建物所有形態や運営主体の事業者選定の方法などの様々な課題を整理した上で、民営化（民設民営）を進めていきます。

(4) 民営化移行園の地域貢献

公立保育所の民営化後は、同じ地域で移管先事業者が保育園を運営していくこととなります。このことから、民営化後の保育園においても、引き続き、公立保育所と同様に、地域貢献に積極的に取り組み、地域住民に受け入れられる保育園となることが望まれます。今後も、移管先事業者の公募の際に、子育て支援事業など、地域との連携事業などの提案を積極的に求めていきます。

(5) 保育の質の確保

公立保育所の民営化にあたっては、円滑な移管、民営化後の保育の質の確保に十分に留意していく必要があります。そのため、移管先事業者の選定において、公立保育所の運営水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者を選定する必要があります。このことから、移管先事業者の公募要領に関しては、保護者とともに、検討を行い、提案書の審査、事業者プレゼンテーション、事業者が運営する保育施設の現地確認、事業者の財務診断など、総合的な判断のもと、選定を行います。

また、移管先事業者の選定後も、合同保育を含めた引継ぎを十分に行い、円滑な移管ができよう、配慮していきます。

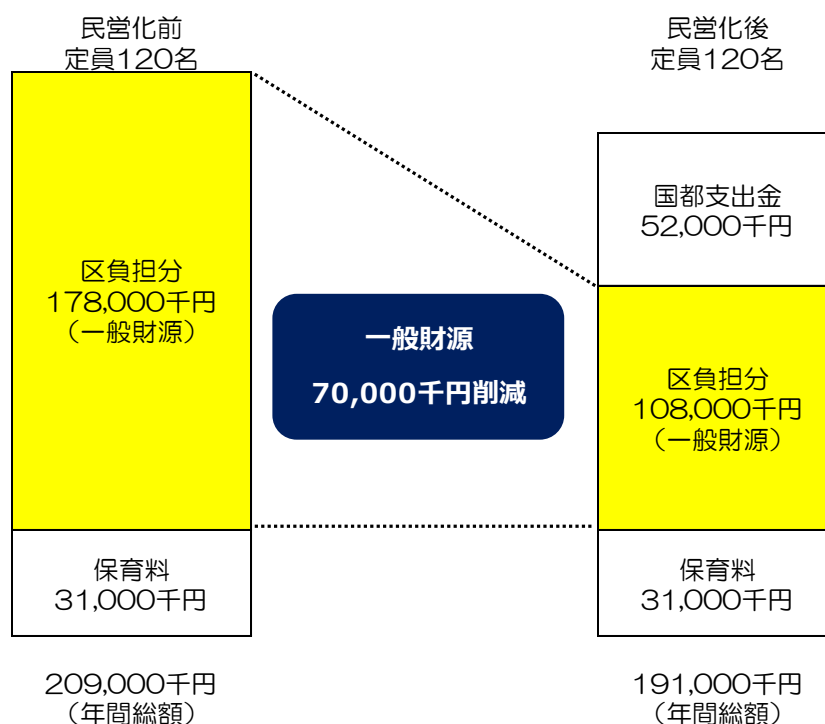
移管後も、保育の質を維持するため、民営化後2年間を目途に運営する三者協議会において、保護者の意見を聴取した上で、改善等の必要が生じた場合には、適宜、適切な対応を行っていくほか、指導検査や巡回支援指導を通じて、保育の状況、運営内容等を確認し、課題に対応していきます。

9 民営化・統合・閉園により削減される経費の活用

区立保育園の民営化・統合・閉園により削減される経費としては、職員人件費、管理運営経費等の経常的な経費があげられます。

民営化においては、新たに私立保育所保育運営費に対する区負担分が生じるものの、国・都支出金が確保され、財政効果（下図）が期待されます。

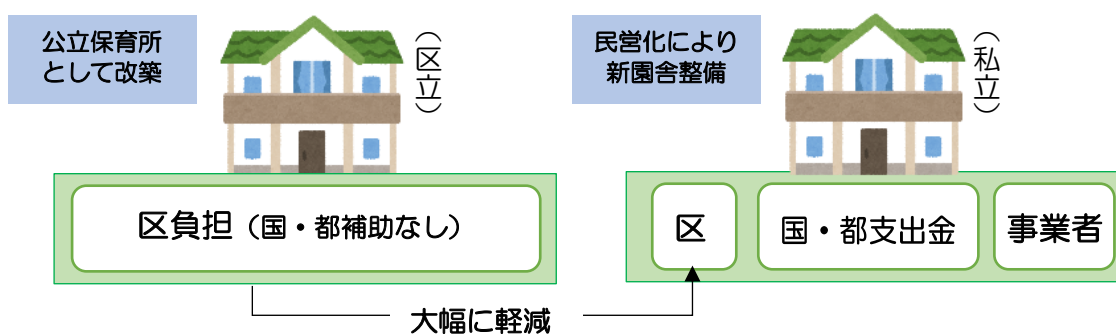
民営化における財政効果（モデルケース）



また、公立保育所として改築する場合は、国・都の支出金がないため、改築経費全体が区の負担となります。

一方、民営化により、私立保育所として新園舎の整備を行う場合には、区が整備費に対する助成を行っていますが、国・都支出金が確保されるため、区の負担も大幅に軽減されます。

新園舎整備における負担のイメージ



現在、待機児童対策への積極的な取組により、保育定員が急増しているため、私立保育所及び小規模保育所等の地域型保育施設の運営経費も大幅に増加しており、これに伴い区の財政負担も大幅に増加している現状にあります。

このような現状から、民営化・統合・閉園により区の財政負担を縮減するとともに、財政効果額を待機児童対策や子育て支援事業に活用していきます。